

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
鹿児島県鹿児島郡 三島村	「特産品しょうちゅう」 の製造免許要件の 規制緩和	鹿児島県鹿児島 郡三島村黒 島	<p>三島村・黒島の厳しい自然環境の中で採れるサツマイモは独特の風味と凝縮された甘さが特徴となっており、焼酎の原料として最適である。現在はいちき串木野市にある酒造メーカーまで黒島で採れるサツマイモを輸送して、当該酒造メーカーが確保した水で焼酎「みしま村」を生産し、三島村内でのみ販売している。</p> <p>しかし、貴重な原料用サツマイモも黒島で収穫してから、いちき串木野市の工場まで輸送するのに時間(3日～4日)を要するため、鮮度が落ちてしまいロスの割合が増えてしまうなど離島ならではの課題がある。</p> <p>また、黒島は水資源に恵まれており、黒島の水は焼酎用の割り水として専門家の評価(水質検査の結果に基づく)も高いが、黒島の水をいちき串木野市に輸送することは品質・コスト的に現実的ではない状況である。</p> <p>そこで、黒島で採れるサツマイモおよび水を原料とした「特産品しょうちゅう」の製造場を黒島に新設し、三島村が製造免許を取得して焼酎の製造を行う。</p> <p>これにより、黒島にて究極の焼酎を生産(900ml入を3000本程度)し、これを村の特産品とすることができる。また、製造工場を、見学と試飲が可能な施設とすることで、黒島を「焼酎の島」として新たな観光スポットとし、加えて、島内の売店及び宿泊施設のみで購入できるようにすることで、この究極の焼酎を求める人が三島村を訪れるような仕掛けづくりを行う。</p>	<p>直接的な経済効果としては、3,000本の焼酎を3,000円で販売することで900万円の収入となる。</p> <p>間接的な効果としては、農業再生、若者の農業への参入、地域における新たな産業創造による地域活性化等が期待される。例えば、焼酎製造過程で生じる副産物(かす)を畑の肥料や牛の飼料に活用することで畜産農家への効果も見込める。</p> <p>加えて、製造する焼酎はまぼろしの焼酎ともいえる希少性を有するため、これを求める人たちの三島村への来訪等による交流人口増による地域活性化も期待される。例えば、観光入込客が2,000人増え、一人が島で15,000円(船賃、宿泊費、お土産代など)の消費活動を行うことで、3千万円の経済効果が見込める。</p> <p>小規模離島においては、農産物の生産量は限られており、これを地域資源として活用するためには、高付加価値化が必須である。恵まれた自然環境を生かしてこれらの農産物を高付加価値化する上では、特産品しょうちゅうの製造は非常に効果的な手段となり、6次産業化による地域活性化策として極めて有効と考えられ、社会的な効果も大きいものと考えられる。</p>	<p>特産品しょうちゅう最低製造数量(申請製造場における1年間の製造見込み数量が10キロリットル以上であること)。</p> <p>現在の黒島でのサツマイモの収穫量から生産できる特産品しょうちゅうは3キロリットル弱であり、上記の規制があるため、せっかくの希少なサツマイモを焼酎の原料として活用できない。</p> <p>敷地が連続していない酒類等の製造場の取り扱い。黒島に新設する製造場を本土の酒造メーカーの既存の製造場と同一の製造場とみなすことができないため、黒島の製造場で特産品しょうちゅうを製造するためには新たに特産品しょうちゅうの製造免許の取得が必要となる。しかし、実際には黒島産のサツマイモの収穫量から生産できる特産品しょうちゅうは3キロリットル弱であり、特産品しょうちゅうの最低製造数量の要件により免許の取得ができないため、結果として黒島の製造場での特産品しょうちゅうの製造ができない。</p>	<p>酒税法第7条第2項</p> <p>酒税法第7条第1項</p>	<p>申請書記載の最低製造量10キロリットルの要件の緩和し、一定条件下においては最低製造量を2キロリットルとする。</p> <p>敷地が連続していない製造場も一定の条件の下では同一の製造場とみなす。</p>